

国不建推第59号  
国不建振第179号  
国官参建第92号  
令和7年12月16日

都道府県建設業担当部局長 殿

国土交通省不動産・建設経済局  
建設業課長  
建設振興課長  
大臣官房参事官（建設人材・資材）  
（公印省略）

### 下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について

標記については、かねてから貴職のご指導をお願いしているところですが、今般、別添のとおり国土交通大臣への届出に係る建設業者団体を通じて下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等につき、建設企業に対する指導の徹底を図ったところです。

引き続き資材や原油の価格高騰等が懸念される中、資金需要の増大が予想される冬期において、とりわけ経営基盤の脆弱な中小企業が多数を占める下請建設企業に対しては、その経営の安定・健全性を確保するため、適切な代金支払い等を確保できるよう十分な配慮が必要です。

国土交通省においては、指導監督体制の強化を目的とした「建設業法令遵守推進本部」の設置、建設業法令違反行為の情報収集を目的とした「駆け込みホットライン」の開設、建設企業が守るべき下請取引上のルールを示した「建設業法令遵守ガイドライン」（令和6年12月最終改訂）の策定等を通じ、元請負人と下請負人の間の対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の推進に努めてきました。特に、「駆け込みホットライン」においては、窓口に通報があった際に、通報者に秘匿を希望するかを確認した上で、希望する場合は、通報者が特定されないよう、調査方法の工夫に努めているところです。

また、令和6年6月14日に公布された改正建設業法（以下「改正法」という。）により、通常必要と認められる材料費等の額を著しく下回る見積りや見積りの変更依頼の禁止、受注者による通常必要と認められる原価に満たない額又は通常必要と認められる工期に比べて著しく短い工期による請負契約の締結の禁止、請負契約の変更協議の円滑化等の規定が新たに設けられ、令和7年12月12日より全面的に施行となりました。

これらの新たな規定はもちろんのこと、請負代金に係る紛争防止及び請負契約の片務性の改善のために義務付けられている工事着工前の書面による契約締結をはじめ、元請負人と下請負人の間における建設工事の請負契約に係る見積り、契約、支払い等に関する建設業法の各種規定の遵守が求められます。

さらに、建設業法に加えて労働基準法（昭和22年法律第49号）や労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）をはじめとする労働関係法令や「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」に基づく「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本

的な計画」(令和5年6月13日閣議決定)など、建設工事の施工に係る各種法令等を遵守し、労働災害等の防止や建設生産物の安全性や品質の確保などを図ることにより、建設業法の目的である建設工事の適正な施工などの建設企業の基本的責務を果たすためにも、より一層の法令遵守の徹底が求められるところです。

また、国土交通省が決定・公表した、令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価は、時間外労働の上限規制への対応に必要な費用を反映して設定されるなど、前年の公共工事設計労務単価と比べ、全国全職種平均で6.0%上昇し、過去11年で最大の引上げとなりました。

さらに、今年度の中央建設業審議会において、個々の技能者の経験・技能に応じた適正賃金を支払うことが可能となるよう、公共工事・民間工事を問わず、建設工事の請負契約において、適正な労務費(賃金の原資)を確保することを目的とする「労務費に関する基準」(令和7年12月2日中央建設業審議会勧告)が作成、勧告されました。

そして、建設業界の共通の課題である担い手の確保のためにも、技能者の処遇改善が不可欠であり、今後も継続して賃金を引き上げること、さらにそれが公共工事設計労務単価等の上昇を通じた更なる賃金の引上げや、安定的な人材確保・工事の品質確保のための適正利潤の確保につながるという好循環が継続される環境整備を図ることが必要となります。このためには、公共工事・民間工事を問わず、あらゆる工事において、発注者、元請業者、下請業者のそれぞれの関係者が、最新の公共工事設計労務単価の水準等を踏まえた適正な労務費による請負契約を行い、技能者の賃金水準の更なる改善を図ることが必要となります。

ついては、貴職におかれても、この趣旨のより一層の周知徹底を図られるよう配慮するとともに、相談窓口の開設等により、下請契約に係る相談に応じ、適切な助言・指導を行う体制を充実し、発注部局、当省建設業許可部局との連携強化、知事許可業者に対する指導監督の強化、建設業者等に対する研修会の開催、「駆け込みホットライン」等の周知・活用等を通じて、さらなる下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底、技能者の賃金水準の確保等に努めていただきますようよろしくお願いします。